



発行 東京都

目次

40

条 例

○東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
（福祉保健局）…

規 則

○東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
（福祉保健局少子社会対策部計画課）…

条例のあらまし

●東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第九一号）

- 一 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成二六年厚生労働省令第六二号）の施行等に伴い、保育所の運営についての重要事項に関する規程等に係る規定を設けるほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、平成二七年四月一日ほかから施行します。

条 例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第九十一号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する

条例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第十六条中「児童福祉施設」の下に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
  - 二 提供する保育の内容
  - 三 職員の職種、員数及び職務の内容
  - 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
  - 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
  - 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
  - 七 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項
  - 八 緊急時等における対応方法
  - 九 非常災害対策
  - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 十一 保育所の運営に関する重要事項
- 第十九条第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第三十六条第一号中「地方厚生局長（厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十八条に規定する地方厚生局長をいう。以下同じ。）又は地方厚生支局長（同法第十九条に規定する地方厚生支局長をいう。以下同じ。）」を「都道府県知事」に改める。

第四十七条及び第四十八条を次のように改める。

（自己評価）

第四十七条 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（第三者評価）

第四十八条 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第五十条第二項第一号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

第五十六条第一号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

第九十条第三号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第三号の指定については、第五十六条第二項の規定を準用する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第五十六条第一号に規定する地方厚生局長等の指定する学校その他の養成施設であったものは、この条例による改正後の東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第五十六条第一号に規定する知事の指定する学校その他の

養成施設とみなす。

規則

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第二百二十八号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項

第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）

2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

第十六条第二項を削る。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川二丁目三番七号 電話 〇三(三三二)五二〇一(代) 郵便番号 112-0002

